

議案第 1 号

野田市東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定について

野田市東日本大震災復興基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成30年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

---

野田市条例第 号

野田市東日本大震災復興基金条例を廃止する条例

野田市東日本大震災復興基金条例（平成24年野田市条例第25号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

基金を廃止するため制定しようとするものである。

議案第 2 号

野田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について

野田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(野田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 野田市職員の退職手当に関する条例(昭和30年野田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和57年野田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

第3条 野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成19年野田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 提案理由

官民の均衡を図るため、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、職員の退職手当に関する規定を整備しようとするものである。

野田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市職員の退職手当に関する条例(昭和30年野田市条例第2号)(第1条関係)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和57年野田市条例第6号。以下「昭和57年改正条例」という。)附則第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第5条、第6条及び第7条から第7条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。この場合において、第8条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第6項」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和57年野田市条例第6号。以下「昭和57年改正条例」という。)附則第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第5条、第6条及び第7条から第7条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。この場合において、「前条並びに附則第6項」とする。</p>

○ 野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和57年野田市条例第6号)(第2条関係)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則 (長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>2 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条、第6条及び第7条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第5条、第6条及び第7条から第7条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>2 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条、第6条及び第7条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第5条、第6条及び第7条から第7条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。</p>

○ 野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成19年野田市条例第2号)(第3条関係)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の野田市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が平成18年3月31日</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の野田市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が平成18年3月31日</p>

に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の野田市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第5条、第6条、第7条、第7条の2、第8条及び附則第6項から第8項まで、附則第9項の規定による改正前の野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和57年野田市条例第6号。以下この項及び第4項において「条例第6号」という。)附則第2項から第4項まで並びに附則第10項の規定による改正前の野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年野田市条例第95号。以下この項及び第4項において「条例第95号」という。)附則第3項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第7条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第6項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例第2条の4、第5条、第6条、第7条から第7条の3まで、第8条から第8条の5まで及び附則第6項から第8項まで並びに附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第6号附則第2項から第4項まで並びに附則第10項の規定による改正後の条例第95号附則第3項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の野田市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第5条、第6条、第7条、第7条の2、第8条及び附則第6項から第8項まで、附則第9項の規定による改正前の野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和57年野田市条例第6号。以下この項及び第4項において「条例第6号」という。)附則第2項から第4項まで並びに附則第10項の規定による改正前の野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年野田市条例第95号。以下この項及び第4項において「条例第95号」という。)附則第3項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第7条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第6項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては104分の87)を乗じて得た額が、新条例第2条の4、第5条、第6条、第7条から第7条の3まで、第8条から第8条の5まで及び附則第6項から第8項まで並びに附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第6号附則第2項から第4項まで並びに附則第10項の規定による改正後の条例第95号附則第3項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。



議案第 3 号

野田市一般職の職員の給与に関する条例及び野田市ホテル等の建築  
規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市一般職の職員の給与に関する条例及び野田市ホテル等の建築規制に関  
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市一般職の職員の給与に関する条例及び野田市ホテル等の建築  
規制に関する条例の一部を改正する条例

(野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第3  
2号）の一部を次のように改正する。

別表第3 清掃業務手当の項中「・し尿」を削る。

別表第4の備考中「又は第3項」を削り、「ホテル営業又は旅館営業」を  
「旅館・ホテル営業」に改める。

(野田市ホテル等の建築規制に関する条例の一部改正)

第2条 野田市ホテル等の建築規制に関する条例（昭和59年野田市条例第3  
6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び第3項」を削り、「ホテル営業及び旅館営業のため」  
を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中野田市一  
般職の職員の給与に関する条例別表第4の改正規定及び第2条の規定は、平成  
30年6月15日から施行する。

## 提案理由

野田市行政改革大綱に基づき、し尿収集の全面委託を実施することに伴い、特殊勤務手当に関する規定を整備するとともに、旅館業法の一部改正に伴い関係条例について所要の改正を行おうとするものである。

参考資料

野田市一般職の職員の給与に関する条例及び野田市ホテル等の建築規制に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)(第1条関係)

改正案			現行		
別表第3(第12条) 特殊勤務手当表			別表第3(第12条) 特殊勤務手当表		
種類	支給要件	手当の額	種類	支給要件	手当の額
(略)			(略)		
清掃業務手当	ごみの収集処理に従事した職員	(略)	清掃業務手当	ごみ・ <u>し尿</u> の収集処理に従事した職員	(略)
(略)			(略)		
別表第4(第20条の2第2項、第20条の3第2項) 災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当表			別表第4(第20条の2第2項、第20条の3第2項) 災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当表		
(略)			(略)		
備考 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する <u>旅館・ホテル営業</u> の施設以外の施設をいう。			備考 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項又は第3項に規定する <u>ホテル営業又は旅館営業</u> の施設以外の施設をいう。		

○ 野田市ホテル等の建築規制に関する条例(昭和59年野田市条例第36号)(第2条関係)

改正案	現行
(定義) 第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ホテル等 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する <u>旅館・ホテル営業</u> の施設をいう。  (2)・(3) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ホテル等 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項及び第3項に規定する <u>ホテル営業及び旅館営業のための施設</u> をいう。  (2)・(3) (略)

議案第 4 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

野田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の10の3の項(3)中「530,000円」を「570,000円」に改め、同項(4)のイ中「830,000円」を「880,000円」に改め、同項(4)のウ中「1,120,000円」を「1,200,000円」に改め、同項(4)のエ中「1,420,000円」を「1,520,000円」に改め、同項(4)のオ中「1,660,000円」を「1,780,000円」に改め、同項(4)のカ中「3,880,000円」を「4,070,000円」に改め、同項(4)のキ中「5,100,000円」を「5,340,000円」に改め、同項(4)のク中「6,290,000円」を「6,490,000円」に改め、同項(5)のア中「1,130,000円」を「1,180,000円」に改め、同項(5)のイ中「1,340,000円」を「1,410,000円」に改め、同項(5)のウ中「1,500,000円」を「1,580,000円」に改め、同項(5)のエ中「1,830,000円」を「1,940,000円」に改め、同項(5)のオ中「2,140,000円」を「2,260,000円」に改め、同項(5)のカ中「4,350,000円」を「4,550,000円」に改め、同項(5)のキ中「5,570,000円」を「5,820,000円」に改め、同項(5)のク中「6,770,000円」を「7,070,000円」に改め、同項(6)のア中「5,750,000円」を「5,930,000円」に改め、同項(6)のイ中「7,250,000円」を「7,470,000円」に改め、同項(6)のウ中「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表の10の15の項(3)のア中「410,000円」を「420,000円」に改め、同項(3)のイ中「540,000円」を「560,000円」に改め、同項(3)のウ中「700,000円」を「730,000円」に改め、同項(3)のエ中「920,000円」を「960,000円」に改め、同項(3)のオ中「1

、040,000円」を「1,090,000円」に改め、同項(3)のカ中「1,600,000円」を「1,660,000円」に改め、同項(3)のキ中「1,820,000円」を「1,900,000円」に改め、同項(3)のク中「2,030,000円」を「2,120,000円」に改め、同項(4)のア中「490,000円」を「530,000円」に改め、同項(4)のイ中「630,000円」を「680,000円」に改め、同項(4)のウ中「990,000円」を「1,030,000円」に改め、同項(4)のエ中「1,310,000円」を「1,410,000円」に改め、同項(4)のオ中「1,720,000円」を「1,780,000円」に改め、同項(4)のカ中「3,320,000円」を「3,430,000円」に改め、同項(4)のキ中「4,060,000円」を「4,190,000円」に改め、同項(4)のク中「4,650,000円」を「4,800,000円」に改め、同項(5)のア中「9,100,000円」を「9,320,000円」に改め、同項(5)のイ中「12,400,000円」を「12,600,000円」に改め、同項(5)のウ中「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表の10の17の項(1)のア中「310,000円」を「320,000円」に改め、同項(1)のイ中「430,000円」を「460,000円」に改め、同項(1)のウ中「720,000円」を「750,000円」に改め、同項(1)のエ中「960,000円」を「1,020,000円」に改め、同項(1)のオ中「1,210,000円」を「1,300,000円」に改め、同項(1)のカ中「2,950,000円」を「3,150,000円」に改め、同項(1)のキ中「3,620,000円」を「3,870,000円」に改め、同項(1)のク中「4,170,000円」を「4,460,000円」に改め、同項(2)のア中「2,660,000円」を「2,690,000円」に改め、同項(2)のイ中「3,190,000円」を「3,230,000円」に改め、同項(2)のウ中「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防関係手数料の規定を整備しようとするものである。



野田市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市手数料条例 (昭和51年野田市条例第4号)

改 正 案		現 行	
別表(第2条第1項) 1~9 (略) 10 消防関係手数料		別表(第2条第1項) 1~9 (略) 10 消防関係手数料	
手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)	手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)
(略)		(略)	
3 消防法第11条第1項に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1)・(2) (略) (3) 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 <u>570,000 円</u> (4) 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所((5)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所((5)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>880,000 円</u> イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,070,000 円</u>	3 消防法第11条第1項に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1)・(2) (略) (3) 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 <u>530,000 円</u> (4) 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所((5)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所((5)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>830,000 円</u> イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,010,000 円</u>

ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,200,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,520,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,780,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 4,070,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 5,340,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 6,490,000円

(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,180,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満

ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,120,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,420,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,660,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,880,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 5,100,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 6,290,000円

(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,130,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満

の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

1,410,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
1,580,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
1,940,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
2,260,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
4,550,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
5,820,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
7,070,000円

(6) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げ

の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

1,340,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
1,500,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
1,830,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
2,140,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
4,350,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
5,570,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
6,770,000円

(6) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げ

	<p>る屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>5,930,000 円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>7,470,000 円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>10,900,000 円</u></p> <p>(7)～(12) (略)</p>		<p>る屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>5,750,000 円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>7,250,000 円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>10,700,000 円</u></p> <p>(7)～(12) (略)</p>
	(略)		(略)
15 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>420,000 円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>560,000 円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>730,000 円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>960,000 円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,090,000 円</u></p>	15 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>410,000 円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>540,000 円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>700,000 円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>920,000 円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,040,000 円</u></p>

カ 危険物の貯蔵最大数量  
が200,000キロリットル以  
上300,000キロリットル未  
満の特定屋外タンク貯蔵  
所 1,660,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量  
が300,000キロリットル以  
上400,000キロリットル未  
満の特定屋外タンク貯蔵  
所 1,900,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量  
が400,000キロリットル以  
上の特定屋外タンク貯蔵  
所 2,120,000円

(4) 溶接部検査 次に掲げる  
特定屋外タンク貯蔵所の区  
分に応じ、それぞれ次に定め  
る金額

ア 危険物の貯蔵最大数量  
が1,000キロリットル以上  
5,000キロリットル未満の  
特定屋外タンク貯蔵所  
530,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量  
が5,000キロリットル以上  
10,000キロリットル未満  
の特定屋外タンク貯蔵所  
680,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量  
が10,000キロリットル以  
上50,000キロリットル未  
満の特定屋外タンク貯蔵  
所 1,030,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量  
が50,000キロリットル以  
上100,000キロリットル未  
満の特定屋外タンク貯蔵  
所 1,410,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量  
が100,000キロリットル以  
上200,000キロリットル未  
満の特定屋外タンク貯蔵  
所 1,780,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量  
が200,000キロリットル以  
上300,000キロリットル未  
満の特定屋外タンク貯蔵  
所 3,430,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量  
が200,000キロリットル以  
上300,000キロリットル未  
満の特定屋外タンク貯蔵  
所 1,600,000円

キ 危険物の貯蔵最大数量  
が300,000キロリットル以  
上400,000キロリットル未  
満の特定屋外タンク貯蔵  
所 1,820,000円

ク 危険物の貯蔵最大数量  
が400,000キロリットル以  
上の特定屋外タンク貯蔵  
所 2,030,000円

(4) 溶接部検査 次に掲げる  
特定屋外タンク貯蔵所の区  
分に応じ、それぞれ次に定め  
る金額

ア 危険物の貯蔵最大数量  
が1,000キロリットル以上  
5,000キロリットル未満の  
特定屋外タンク貯蔵所  
490,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量  
が5,000キロリットル以上  
10,000キロリットル未満  
の特定屋外タンク貯蔵所  
630,000円

ウ 危険物の貯蔵最大数量  
が10,000キロリットル以  
上50,000キロリットル未  
満の特定屋外タンク貯蔵  
所 990,000円

エ 危険物の貯蔵最大数量  
が50,000キロリットル以  
上100,000キロリットル未  
満の特定屋外タンク貯蔵  
所 1,310,000円

オ 危険物の貯蔵最大数量  
が100,000キロリットル以  
上200,000キロリットル未  
満の特定屋外タンク貯蔵  
所 1,720,000円

カ 危険物の貯蔵最大数量  
が200,000キロリットル以  
上300,000キロリットル未  
満の特定屋外タンク貯蔵  
所 3,320,000円

	<p>キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,190,000円</u></p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,800,000円</u></p> <p>(5) 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>9,320,000円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>12,600,000円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>17,300,000円</u></p>		<p>キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,060,000円</u></p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,650,000円</u></p> <p>(5) 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>9,100,000円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>12,400,000円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>17,000,000円</u></p>
	(略)		(略)
<p>17 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p>	<p>(1) 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>320,000円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>460,000円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵</p>	<p>17 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p>	<p>(1) 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>310,000円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>430,000円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵</p>

所 750,000 円

エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,020,000 円

オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,300,000 円

カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,150,000 円

キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,870,000 円

ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,460,000 円

(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 2,690,000 円

イ 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,230,000 円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,830,000 円

(3) (略)

11 (略)

所 720,000 円

エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 960,000 円

オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,210,000 円

カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 2,950,000 円

キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,620,000 円

ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,170,000 円

(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 2,660,000 円

イ 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3,190,000 円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 4,790,000 円

(3) (略)

11 (略)